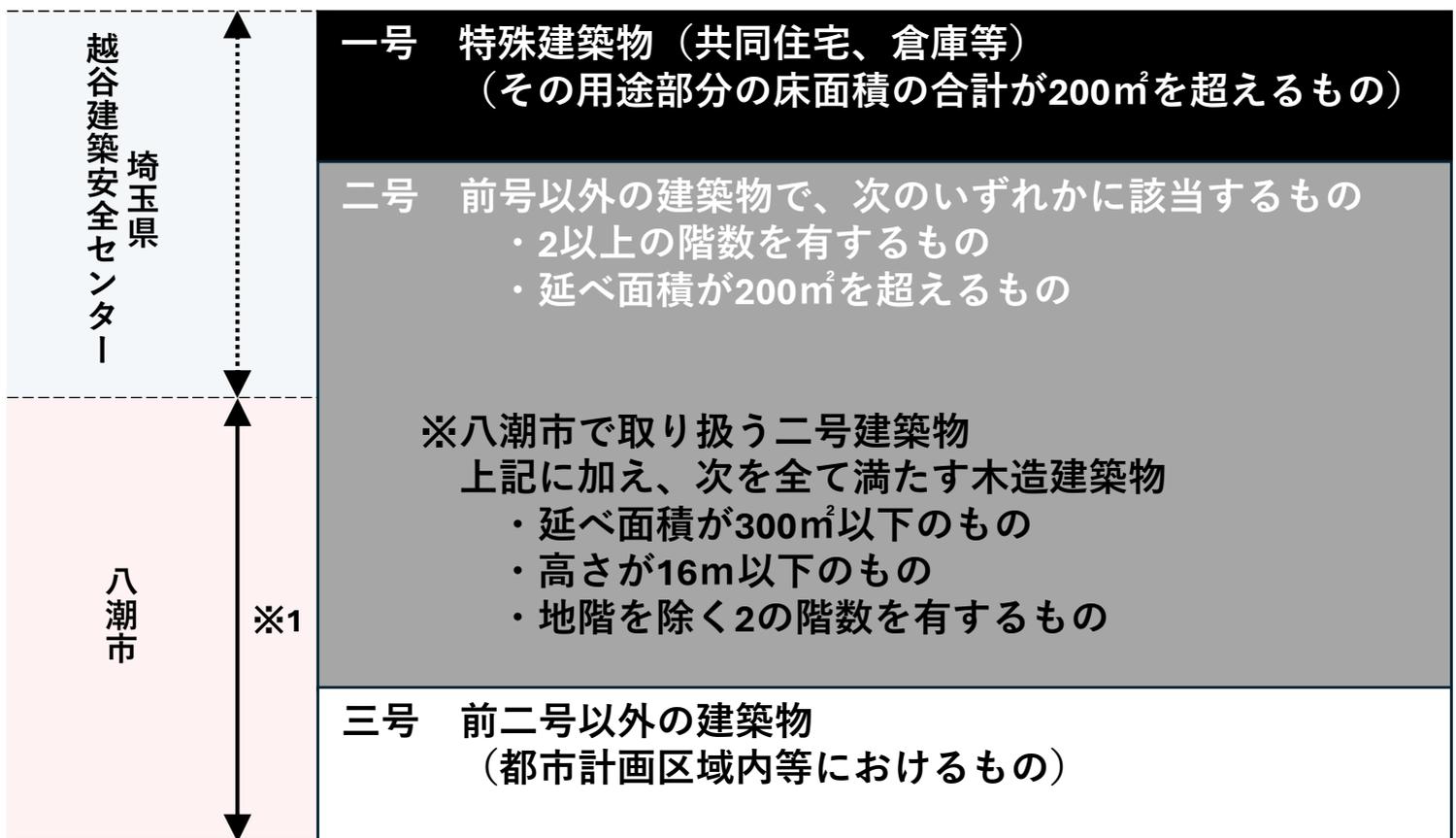


建築基準法に基づく八潮市内の建築物の事務窓口について

現在、建築物は建築基準法第6条第1項において、一号から三号まで区分が分かれており、八潮市内の建築物は、その区分によって事務窓口が異なります。（現在は、埼玉県越谷建築安全センターが一号と二号（八潮市で取り扱う建築物※を除く。）、八潮市が二号（八潮市で取り扱う建築物※）と三号の事務窓口となります。）

現在



図

※1 現在の八潮市の事務窓口

- | | |
|---|---|
| ○木造（次を全て満たすもの）
・地階を除く階数が2以下
・延べ面積が300㎡以下
・高さが16m以下 | ○木造以外（次を全て満たすもの）
・平屋
・延べ面積が200㎡以下 |
|---|---|

●問い合わせ先

八潮市役所 都市整備部 住宅・建築課 建築担当 連絡先：048-996-3596

HPはこちら

